

## 【第 42 回審議会概要（主な意見等）】

審議事項（1）米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理について

事務局：令和 2 年度の進行管理について、事業内容に変更のある項目やコロナ禍で影響が見られた項目を中心に説明した。【詳細説明略】

会長：ただ今の説明について、意見・質問があればお願いしたい。

委員：人権教育推進事業で、人権教育推進協議会に対して適正な財政的支援を行ったとあるが、ここだけがなぜ「適正」という表現なのか。人推協では財政的な問題で様々な事業が本当にできているのか。あえて書く必要がないと考える。

生活保護の件では、（市職員による殺人未遂事件という）大きな事件が起きた。体制の問題で、懲戒免職になった職員だけの問題ではないのではないか。そのあたりを総括して生かして行ってほしい。第 3 者委員会を作って再発防止に向けて体制の在り方を含めて見直し、この中に記載していく必要があると思う。

別件だが、部落解放同盟の立場で、公文書開示請求を行った。栃木県の宇都宮の行政書士が逮捕された事件があり、兵庫県の加古川、姫路それぞれの男性の戸籍住民票を興信所の依頼のもとで不正取得していた事件で、2 回逮捕されている。数年間に何千枚という不正請求が行われていたと報道され、県内 19 市町に対して公文書の開示請求を行ったところ、米原市から 1 件出てきた。本人通知制度が登録されていれば、不正取得がすぐにわかるが、登録されていなかったと思う。登録率は市民の 1 % 超えていない現状なので、早急に登録者数を増やすために取り組んでほしい。

関連するが、不正取得は間違いなく犯罪に使われている。そういう被害を受けた人については、登録している、していないに関わらず通知するべきだと思う。また、同じ組織内なので解放同盟から請求が来たことについて連携があるより良い。また、不正取得の被害者について告知する制度の有無を聞きたい。

事務局：指摘いただいた点について、ここだけ特別に適正な財政支援という表現は、必ずしも適正ではなく、訂正をさせていただきたい。

生活保護の検討委員会について、ご指摘の通り、それぞれの専門家に入っていただいて、二度と繰り返さないという思いは、市長含めてもっている。検討委員会は、すでに 2 回開催し、今度 3 回目を開く予定をしている。これらの取り組みについても追記したい。

本人通知制度は、毎年ハートフルフォーラムで地域に行った時は、必ず、この件を議題として話させていただいている。情報公開の所管である総務部としても、本人が気づかれて情報公開を請求されるケースが年間数件ある。啓発を継続して行いたい。被害者への通知の関係については、捜査過程において、直接担当部署に依頼があった場合については、本人まで情報がいくが、逮捕され

てということになると、関係者にすぐさま情報が人権政策課にくるものばかりではない状況である。庁舎内で連携の図れる部分については、今のご意見を参考にさせていただきたい。

委員：個人ではなく部落解放同盟滋賀県連合会で情報公開をやっており、市民保険課が、関係性に気づき、人権政策課に情報が行く機転があってほしい。横連携が重要である。戸籍の担当者に本人通知制度がどういう経過の中で出てきたのかを知っていたら、連携できたと思う。

委員：ハートフルフォーラムについて、集まらないフォーラムは具体的な実施状況は。

事務局：昨年度は、5自治会が集まらない方法をとられ、具体的には、DVDやYouTubeで人権動画を視聴し、ワークシートを活用した。ワークシートは感想やケーススタディの内容とした。集まるのが難しい時期だったので、代替的な取り組みとして提案した。

委員：高齢者の居場所づくりについて、私の周りでも沢山の方が高齢で仕事をしている。シルバー人材センターの登録が700人以上いる。些細な仕事でもよい。たとえば、月に千円でも五千円でもよい。市役所の中には多くの仕事があるのではないかと。仕事があると、みんなが喜び、活性化に繋がると思う。

委員：今年1年はコロナで振り回された。暴言もあったし、ネットではひどいことも起こった。そのあたりを纏めてもらえないか。何が起こっているか。広報見ても何も触れていない、具体的にデマなのか、本当なのか知りたかった。

会長：市のもっている情報の範囲で取りまとめ、次回の審議会で報告をお願いする。

委員：大津市で、いじめ事件があり「いじめ対策防止法」ができた。ただ年数が経つと、マンネリ化する部分は十分あるので、学校教育課との連携もあるが、各学校においていじめによる悲しい事件が起こらないように力強く取り組んでほしい。人権擁護委員の方も各学校で人権教室をやられるので、その時にでも学校に状況を確認するであるとか、そのような連携を密にしてやっていただきたい。

もう1点は、市で総合相談があるが、人権に関わる相談もあるかと思う。今年、どういう問題があり、解決されたのか実例があれば教えていただきたい。このような相談機関があるから、行かれて人権相談されると有効だと言える。

事務局：今年是人権擁護委員の方が相談をしていただいているが、人権相談が1件も無いというのが現状である。

委員：人権擁護委員の方も、相談があれば市の担当者と連絡しながら解決するのか。

事務局：市に関わるもので担当部署があるものは、引継ぎを行い、課題や問題の解決にあたるということをしている。相談には、市に関わるもの以外もあり、法務局の人権担当部局などへ引継ぎを行って対応している。

委員：生活相談員の配置で、相談件数が102件、また、子ども家庭相談事業で相談件数が322件で、児童虐待相談件数が132件、いじめのところには件数が

ないので分からないが、男女共同参画センターの活用で、カウンセラーによる女性相談が58人、というような形で人数だけ記載されている。相談の種類などを分類している表を、次回の審議会でも内訳を示していただきたい。

会長：事務局は資料の集約をお願いする。

委員：障がい者のことが書いているが、ここの医療保険体制のところ、令和2年も、令和3年も同様の記載があるがどういうことなのか。

また、差別の解消に関して、令和3年もすでに行いましたと記載がある。再掲についても同じことが記載されている。何か工夫がないのか、内容も、全部一緒の事が書いている。目標はわかるが、少し変化がほしい。そのままだと、何も考えずに入力したとしか受け取れない。それなりの部分ごとに何かあるはず。高齢者と障がい者では、ニーズが違う。道路整備計画についても、例えば障がい者なら段差を無くすとか、拡張するとか、視覚ブロックがあつたら、目の不自由な方はこれがいいとか、足の不自由な方はこれがあつたら逆に配置をこっちに変えるとか、そういうようなことを記載いただきたい。

会長：事務局でチェックして次回の進行管理をお願いする。

私から1つ、家庭の教育力向上事業というのがあり、非常に大事なことだと思う。私も大学の教員をやっており学生がよく言うのは、学校で部落問題学習を受けて、それを親に言うと、親が全く違うことを言ったり、部落に対するマイナスイメージを家庭で植えつけられたりするケースがある。ジェンダーの問題では、性別役割分業、家で、親が何をしてくるかによって、子どもに大きな差が出てくる。そういったジェンダー批判が家庭で植えつけられる面もある。これは非常に重要な事業だと思うが、生涯学習課主体の事業としては廃止し、側面的支援を行っていくように変更するということだが、これはどういう事なのか教えてほしい。

事務局：生涯学習課主体の事業を廃止することについて、一昨年までマイファミカフェという、子育て中の親同士が集まって子育ての悩みなどを話し合っ共有するという集まりを実施していた。しかしながら、類似の内容を子育て支援センターが事業を実施しており、担当課同士で協議をし、事業の統合をした。そのため、主体事業としては無くなったということで、廃止をするということで記載した。

会長：事業の廃止はわかるが、やるべきことは沢山ある。性的マイノリティの問題では、例えば親の世代、小中学生の親の世代が十分な情報を持っていないこともありえる。親が性的マイノリティについて、見下すような発言をすると、実際にその子供が性的マイノリティの場合、親がそういった意識だと家庭でも孤立してしまう。ですから親の意識というのが大きいと思う。親が性的マイノリティについて理解があつて、子供を支えてくれるような親であれば子供も救われ

るが、全くそうでない場合も多々見られる。ジェンダーの問題に限らず、あらゆる人権問題に対して、親の世代が意識をもち、人権意識を高めることは非常に大きな課題だと思うので、総合的に生涯学習課が取り組んでいくというのが、大切だと思うので、考えていただければという要望です。

事務局：今のご意見を受けて、担当課に家庭の教育力向上で、何か出来ないか、問いかけることとする。

会長：もう一点、事前資料1の目次で、例えば同和教育では、同和教育の推進が入っており、女性の人権だと、男女平等の為の教育の推進という事業が入っている。ところが、子どもの人権については、そういった教育と言うのが入っていない。

子ども自身が自分にどんな権利があるのか知らなければ、自分の権利を守ることが出来ない。子どもの人権意識を高める教育と言うのは非常に大事だ。子どもの人権の欄にも、子どもの権利意識を高める教育を入れていただきたい。

委員：企業内の人権研修の推進員の設置している企業が86社あり、担当者の研修に参加しているのが43社と半分しか出ていない。市が設置を働きかけるなら、最低年1回は市が主催する研修に参加を呼びかけるべきだ。名前だけの推進員になってはいけない。そういう意味では数値目標が、令和3年度は50社が目標では、設置の目的と合致していない。設置目標は100%にしていかなければいけない。

もうひとつは、市の職員が推進班員になって、企業訪問行くという事。推進班員は、米原市は何人いるのか。

課長：推進班員は、課長以上の職にあるもので、2人ペアで市内の各企業を訪問している。

委員：企業の窓口担当者も設置をしているけれども、研修会に1回も出て来ない。名ばかり担当者の問題がある。一方で、推進班員についても、設置は何名となっているが、実際に訪問できてないであるとか、行くためには事前に推進班員を集めて研修しなければならない。ここは、もう少し丁寧な分析がなければ、具体的な数値目標がなかったら具体的な取り組みが出来ない。具体的な数値を書いてほしい。

課長：市では推進班員は設置しており、事前の研修は、近年はコロナの関係もあり、集まったの事前の研修は出来ていないが、動画配信によって、事前に動画を見ることによっての研修をしている。次年度以降については、ご指摘のあった点については、記載をしたい。

委員：本来は進行管理表を委員に提出して、理解してもらおうと思ったら、この推進班員制度の詳細について、指摘されなくても書いてなければならない。

委員：子ども家庭相談室で、虐待の件数が何件か、子どもの虐待の関係までは数字があがっているが、高齢者の虐待や障がい者の虐待、サービスを提供する中で、

市の包括支援センターが相談を受けていると思うが、そういったところも纏めてあるといいと思う。

会 長：それでは、協議事項については終了とする。

審議の結果、追加の資料や情報の集約を行い、次回審議会で報告することとなった。また、進行管理表の記載内容について、一部修正を行うほか、意見があった部分について記載内容の検討を行うこととなった。

事 務 局：謝辞を述べ、審議会を終了した。